

# いざという時には、 普段やっていることしかできない



林 春 男

消防審議会委員

(京都大学防災研究所  
巨大災害研究センター長・教授)

平成17年度の都道府県に続き、平成18年度には全国の市町村で国民保護計画の整備が完了し、全国のすべての地方自治体で国民保護の体制が整うことになる。消防庁では次の達成目標をマニュアルの整備、訓練の充実、市民への啓発による計画の実効性の向上においでいると聞く。同時に、この段階から各地域の取組みの差が顕在化してくると予想される。

体制整備の段階での達成目標は、国全体として国民保護に関する標準的な仕組みを作ることであった。国の一大事と言うべき事態がどの地域で発生しても、効果的な危機対応を行うためには、地元自治体から国までの各関係機関による有機的な相互連携が不可欠だからである。それを実現するツールとして、消防庁のモデル計画が提示され、それを踏まえた計画立案がなされてきた。その一方で、体制整備の段階では、各地域の取組みの差が計画の文言に反映されにくい状況であったともいえる。

計画の実効性を高めようとする段階では、国民保護の問題をどうとらえるかという考え方や地域特性によって各地域の取組みに大きな差が如実に出てくることが予想される。国民保護計画は「あってはならない事態」に対する「なくてはならない」計画なので、実践を通してその実効性を高めていく確率が低い計画である。したがって、研修・訓練の体系をどのように整備するかが、計画の実効性の向上や不備の見直しに大きな意味を持つことになる。

実際の危機対応では「何をするのかわからない」「頭では分かっている、実際にはできない」「いわれればできるが、実践できていない」という反省をよく聞く。その克服が研修・訓練の目的となる。つまり、計画内容について理解を深めること(「まなぶ」)、対策の実施手順について習熟すること(「ならう」)、関係機関相互の連携を確認すること(「ためす」)の3要素を上手に組み合わせることが求められる。そのためには研修や訓練に関する系統だったプログラムの開発を必要とする。そこに消防庁が果たす役割は大きいと考える。

では、何を教材として「まなぶ」「ならう」「ためす」ことが有効なのだろうか。その答えは、各自治体がこれまで経験してきた危機事案である。とくに小規模な危機事案への対応である。「大は小をかねるが、小は大をかねない」と反論されるかもしれないが、そこで考えるべきことは「いざという時には、普段やっていることしかできない」という危機対応の教訓である。どのような原因であれ危機が発生した場合に社会がとるべき対応は基本的に同じである。ならば、小規模な危機対応をきちんとできない組織に大規模事案の対応は不可能である。小規模な危機事案ならば、多くの自治体が経験しているはずである。求められるのは、その経験からいかに教訓を引き出すかである。その方法論を開発する必要がある。この点でも消防庁の役割は大きいと思う。

# 消防の動き



平成19年  
4月号

No. 433

- 消防法の一部を改正する法律案の概要
- 千島列島を震源とする地震による津波に対する地方公共団体の対応及び今後の対応

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency